

○下仁田ジオパーク学術奨励金交付要綱

平成 29 年 6 月 16 日

告示第 91 号

(趣旨)

第 1 条 下仁田ジオパーク(以下「当地域」)において、地域資源の学術的根拠に基づく利活用が必要不可欠で、当地域内の学術資料の蓄積および研究活動の活性化を目的とし下仁田ジオパーク学術奨励金(以下「奨励金」という。)を定め、予算の範囲内において学術調査及び研究にかかる費用を奨励金として交付するものとし、その取り扱いに関しては、下仁田町補助金等に関する規則(昭和 49 年下仁田町規則第 4 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる

(対象者)

第 2 条 当地域の現地踏査を伴う以下の研究を行なう個人またはグループとする。

- (1) 下仁田ジオパークに関する学術研究
- (2) 当地域内における観光・教育・地域振興などの活動評価を対象とした研究
- (3) その他、町長が認めた調査研究

2 前項の規定に関わらず、国、県、他の地方公共団体、民間団体等からの委託、補助又は助成を受けて行う事業は、本事業の対象としない。

(奨励内容)

第 3 条 奨励内容は、次に掲げるものとし、町長は、毎年度予算の範囲内において、以下の項目について奨励するものとする。

- (1) 調査研究に関する交通費及び飲食費を除く宿泊費。ただし宿泊費の上限は別表 1 に定める。
- (2) 調査研究に関わる費用
- (3) その他、町長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業、経費は、奨励金の対象としない。

- (1) 政治、宗教、営利を目的とした研究費用
- (2) 団体を維持するための経費
- (3) 備品購入費

(奨励金額)

第 4 条 予算の範囲内で 1 件につき上限 20 万円とする。

(期間)

第 5 条 奨励金の対象期間は当該年度の 4 月 1 日から 3 月 20 日までとする。

(申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする個人又は団体は、当該年度の 4 月 25 日までに奨励金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 研究計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 研究者略歴
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知)

第7条 奨励金申請書の提出があったときは、奨励金の額及び交付の条件等を下仁田ジオパーク学術奨励金交付(不交付)決定通知書により当該申請者に通知しなければならない。
(研究計画の変更)

第8条 第7条の規定による奨励金の交付決定通知を受けたものは、研究の内容を変更しようとするときは、研究計画変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。

- (1) 研究変更計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、研究内容の変更の承認をしたときは、研究計画変更承認書により通知するものとする。
(研究の中止及び廃止)

第9条 第7条の規定による奨励金の交付決定通知を受けたものは、研究を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ研究中止(廃止)届出書を町長に提出しなければならない。
(実施報告)

第10条 実施者は、当地域で開催する研究成果報告会(当該年度3月開催予定)で事業報告をし、下仁田ジオパーク学術奨励研究実績報告書に次に掲げる書類を添えて3月20日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し
- (4) 事業成果報告書
- (5) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(奨励金額の決定)

第11条 町長は、前条の事業実施報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、奨励金の額を確定し、確定通知書により実施者(団体)に通知するものとする。
(奨励金の交付)

第12条 奨励対象者は、前条の規定による通知の後に奨励金交付請求書により奨励金を請求するものとする。ただし、町長が必要であると認めたときは、第7条の規定による交付決定の後に当該決

定した額の 1/2 に相当する額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を上限とし、前金払により請求することができる。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 町長は、奨励対象者が第6条の規定による研究の中止若しくは廃止を申請したとき又は次の各号いずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 奨励金の交付に関して付した条件に違反したとき
- (3) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金が交付されているときは、実施者(団体)に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(研究成果の使用)

第 14 条 当研究で得られた研究成果は、協議会が行なうジオパーク推進活動に活用するものとする。

(研究成果の公表)

第 15 条 当研究で得られた研究成果を、学術雑誌等へ掲載する際には、本事業の活用について記載するものとする。

(事務局)

第 16 条 事務局は下仁田町教育委員会とし、各申請書の窓口は下仁田町自然史館とする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 29 年度の申請については、第 6 条の規程にかかわらず公布の日から、7 月 20 日までとする。

別表 1

下仁田ジオパーク学術奨励金宿泊費規定

宿泊費	9,800 円
-----	---------

本表のとおり宿泊費の上限を規定する。

下仁田ジオパーク学術奨励金交付申請書

年 月 日

下仁田町長
様

団体名（所属） _____

代表者（氏名） _____ ㊦

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____ - _____

下仁田ジオパーク学術奨励研究を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

申 請 研 究 名			
交 付 申 請 額	円		
申 請 者（ 担 当 ） 氏 名			
共 同 研 究 者 氏 名			
申 請 者（ 担 当 ） 住 所	〒		
申 請 者 連 絡 先	TEL		FAX
	E-mail		

2 添付書類

- (1) 研究計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 3 号）
- (3) 研究者実績略歴（別記様式 4 号）
- (4) その他

研究計画書

研究名称	
研究目的	
研究予定地域	
研究内容	
本研究による当地域 へのメリット	

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：千円)

項 目	予 算 額
下仁田ジオパーク学術奨励金	
事 業 収 入	
その他 ()	
収 入 合 計	

2 支出の部

(単位：千円)

項 目	摘 要	予 算 額	根 拠
支 出 合 計			※収入合計と同額

研 究 者 名	
住 所	
所 属	
学 歴 (高等学校以降)	
過去の研究内容 (共同研究も含む)	

(申請者)

様

下仁田町長

下仁田ジオパーク 学術奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました下仁田ジオパーク学術奨励金について、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

記

- 1 この奨励金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった下仁田ジオパーク学術奨励金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 奨励金の額 金 円
- 3 条件
 - (1) 下仁田ジオパーク学術奨励金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (2) 事業実施報告書の提出時に、交付の対象となった経費の額が増額となった場合においても、この通知書により通知した奨励金の増額は認められません。
- 4 実施報告

申請者は交付申請年度の 3 月に開催する当地域での研究成果報告会で研究成果を報告し、3 月 20 日までに、事業実施報告書（別記様式第 1 1 号）により、事業の実施状況について報告してください。
- 5 その他

研究内容を変更しようとする場合は、研究計画変更承認申請書（様式第 6 号）を提出し、町長の承認を得た上、行ってください。

研究のため、民有地へ侵入する際には必ず土地所有者の承諾を得てください。

下仁田ジオパーク学術奨励研究計画変更承認申請書

年 月 日

下仁田町長

様

団体名（所属） _____

代表者（氏名） _____ ㊟

所 在 地 _____

電 話 番 号 (_____) - _____

年 月 日付け 第 号で交付決定された下仁田ジオパーク学術奨励研究について研究計画を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 研究内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする研究の内容

3 添付書類

- (1) 研究変更計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他

研究変更計画書

研究の名称		
変更後の研究計画	変更前の研究計画	

変 更 収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	変更予算額	当初予算額	摘 要
下仁田ジオパーク学術奨励金			
事 業 収 入			
その他 ()			
計			

2 支出の部

(単位：円)

項 目	変更予算額	当初予算額	摘 要
計			

第 号
年 月 日

様

下仁田町長

下仁田ジオパーク学術奨励研究計画変更承認書

年 月 日付けで承認の申請がありました下仁田ジオパーク学術奨励金の事業計画の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 計画変更の内容

2 奨励金の額

変更前交付決定額	変更後交付決定額	差 額

3 その他

下仁田ジオパーク学術奨励研究中止（廃止）届出書

年 月 日

下仁田町長
様

団体名（所属） _____

代表者（氏名） _____ ㊟

所在地 _____

電話番号 (_____) - _____

年 月 日付け 第 号で交付決定された下仁田ジオパーク学術奨励研究について、交付対象研究を中止（廃止）したいので届け出ます。

記

1 研究の中止又は廃止の理由

2 研究の中止又は廃止後の措置

（注）研究の中止又は廃止により、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に奨励金が交付されている場合には、それを返還しなければならない。

下仁田ジオパーク学術奨励研究実績報告書

年 月 日

下仁田町長

様

団体名（所属） _____

代表者（氏名） _____ ㊟

所 在 地 _____

電 話 番 号 (_____) - _____

年 月 日付け 第 号で交付決定された下仁田ジオパーク学術奨励研究の実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- (1) 研究実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し
- (4) 事業成果報告書 2 部（任意様式）
- (5) その他

研 究 実 績 書

研究の名称	
1 研究の実施状況	
(1) 研究期間 (2) 実施場所 (3) 参加人数 (4) 研究内容	
2 研究の成果	

(注) 1 研究の実施状況がわかる資料として、下記資料を添付してください。

- (1) 研究成果報告書 2 部
- (2) 研究の様子がわかる写真

2 実地調査により、調査研究に要した経費の支払状況等を調査する必要があるため、領収書等関係書類は整理の上、保管しておくこと。

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	摘要
下仁田ジオパーク学術奨励金			
事業収入			
その他()			
計			

2 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	摘要
計			

第 号
年 月 日

様

下仁田町長

下仁田ジオパーク学術奨励金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました下仁田ジオパーク学術奨励金について、
下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1 奨励金の確定額 金 円

様式第15号

下仁田ジオパーク学術奨励金交付請求書

下仁田町長 様 年 月 日

団体名(所属) _____

代表者(氏名) _____ ㊟

所在地 _____

電話番号 () - _____

年 月 日付け 第 号で(交付決定・確定)通知のありました
下仁田ジオパーク学術奨励金について、下記により交付されるよう請求します。

記

1 種別 ・精算払 ・前金払

2 金額

一金	千	百	十	万	千	百	十	円
内訳	交付決定額		交付確定額		既受領額		未受領額	

3 交付金振込口座

金融機関	銀行・金庫・農協		本店・支店・出張所					
預金種別	普通・当座	口座番号						
(フリガナ) 口座名義								

4 前金払の理由

5 添付書類 入金用通帳のコピー・マイナンバーカードのコピー